

「国家資格等情報連携・活用システムの情報提供サーバーに係る基盤更改業務（令和8年度）」調達仕様書（案）等に対する意見について

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
1	確認・質問	調達仕様書案	9	3 作業の実施内容 (3) プロジェクト管理の実施及び報告 ア 作業進捗の報告等	作業の進行方法、方針の確認、修正及び進捗状況確認に関して、別途当庁が指示する必要な書類を作成し、週1回程度の報告を想定する。詳細は作業実施要領等の作成時に当庁と協議の上、決定すること。	進捗報告について、左記では週1回程度、項番2では原則毎月開催、と記載されております。現時点でどちらを想定されていましてでしょうか。	進捗報告に関する要件を明確化するため。	進捗報告は週1回程度とし、必要に応じて当庁と協議の上で調整します。該当箇所については、記載を修正しました。
2	確認・質問	調達仕様書案	13	3 作業の実施内容 (11) 定例会等の実施 ア	受注者は、定例会を原則毎月開催するとともに、業務の進捗状況を設計・構築実施要領に基づき報告すること。ただし、開催頻度については、必要に応じて、当庁と協議の上で見直すこととする。	同上	同上	進捗報告は週1回程度とし、必要に応じて当庁と協議の上で調整します。該当箇所については、記載を修正しました。
3	確認・質問	調達仕様書案	11	3 作業の実施内容 (5) 情報提供サーバ基盤更改業務 イ 設計 (イ) 基本設計及び詳細設計の実施 d 設計書の形式及び管理方法	形式においてはプレーンテキスト形式 (Markdown等) を利用し当庁所管のGitHubを使用した差分管理及びレビューの効率性向上についても検討し、当庁と協議の上その方法を選定すること。	設計書について、左記に記載されているプレーンテキスト形式でのGitHub管理と、項番4に記載されているMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等の両方での管理が必要ということでしょうか？どちらか一方に統一したほうがよいのではないかと考えます。	二重管理によるコスト増加および煩雑な管理を避けるため。	納品物はMicrosoft形式 (Word等) を基本とします。但し、設計文書等のバージョン管理等を効率化するため、可能な箇所はプレーンテキスト形式 (Markdown等) を併用することとします。具体的にどの個所をどの形式で納品するかについては、当庁と協議の上で調整します。
4	確認・質問	調達仕様書案	14	3 作業の実施内容 (13) 成果物 イ 成果物の納品方法	電磁的記録媒体の納品については、当庁での確認を可能とするため、原則としてMicrosoft Word、Excel、PowerPoint 形式等の当庁において閲覧・編集可能なファイル形式及びPDF 形式 (ただし、PDF 形式は納入後に加除訂正等のない成果物に限る。) で作成すること。また、当庁が他の形式による提出を求める場合は、協議の上対応方針を決定すること。	同上	同上	納品物はMicrosoft形式 (Word等) を基本とします。但し、設計文書等のバージョン管理等を効率化するため、可能な箇所はプレーンテキスト形式 (Markdown等) を併用することとします。具体的にどの個所をどの形式で納品するかについては、当庁と協議の上で調整します。

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
5	確認・質問	調達仕様書案	11	3 作業の実施内容 (5) 情報提供サーバ基盤更改業務 ウ 構築・テスト (ア)	また、ハードウェアを受注者が購入し当庁に納入する行為は、当庁への再販売として実施することができる。この場合、再販売される製品は各製品事業者から直接当庁に提供され、提供の条件、保証等については、各製品事業者の定めるものがデジタル庁に直接適用される。	再販売ではなく、ハードウェアを受注者の資産として、貴庁にサービスとしてご提供する形態も可能でしょうか。	ハードウェアの提供形態を明確化するため。	不可となります。
6	確認・質問	調達仕様書案	12	3 作業の実施内容 (9) 引継ぎ ウ	受注者は、当庁が本システムの刷新を行う際には、次期の本システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。	作業経緯や残存課題等の引継ぎは、本業務の契約期間内に、貴庁および次期の事業者に対しておこなう、という理解であっていますでしょうか。	本業務の契約期間を過ぎた後に本システムの刷新が計画された場合、契約がない状態で引継ぎを実施することが困難であると想定されるため。	契約期間内に当庁及び次期事業者への引継ぎを実施する認識で相違ありません。
7	確認・質問	調達仕様書案	12	3 作業の実施内容 (9) 引継ぎ ア、イ、エ	ア 受注者は、本システムの運用保守事業者と協力し、「要件定義書（非機能要件）第 15 章 引継ぎに関する事項」に記載の作業を実施すること。 イ 受注者は、当庁及び次年度の本システムにおける設計・開発事業者に対し、設計内容及び設定パラメータ、作業経緯、残存課題等を引き継ぐとともに、これらに関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。 エ 受注者は、現行のハードウェア保守事業者又は次期のハードウェア保守事業者を引き継ぎを行うこと。	本業務の契約開始後に貴庁および現行の運用保守事業者から引継ぎを受け、契約終了前に貴庁および次期の運用保守事業者へ引継ぎをおこなう、という理解であっていますでしょうか。	引継ぎに関する要件を明確化するため。	契約期間内に当庁及び次期事業者への引継ぎを実施する認識で相違ありません。
8	確認・質問	調達仕様書案	12	3 作業の実施内容 (10) 運用保守事業者、機能改善事業者、その他関連事業者への協力	ア 受注者は、インシデントの発生時においては、運用保守事業者と共に原因調査、方針決定、質疑応答、製品の修正作業、設計上の問題点の修正等に協力及び対応を行うこと。 イ 本システムにおいて機能改修、仕様変更等が生じた際には、サービスの稼働維持のため、協議の上、機能や仕様の相違による障害が発生しないよう対応すること。	左記は運用保守工程にて発生し得る作業ではないでしょうか。本業務の対象期間において、どのようなケースで左記の作業が発生し得るかご教示ください。	各事業者への協力に関する要件を明確化するため。	以下のケースを想定しております。 ・インシデント対応、機能改修、仕様変更などを行う際、本調達に関わる情報が必要な場合、速やかに情報提供を行うこと。 ・上記対応によって、本調達に関わる作業に影響が生じる場合、その影響を考慮し、必要に応じて調整を行うこと。

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
9	確認・質問	調達仕様書案	13	3 作業の実 施内容 (13) 成果物 ア 成果物名	No. 20 運用関連ドキュメント一式 (改訂版)	「3 作業の実施内容」に運用関連ド キュメント改訂に関する記載があり ませんが、現行の運用保守事業者か ら引継ぎを受け、必要に応じて更新 をおこなう、という理解であってい ますでしょうか。 必要に応じて、「3 作業の実施内 容」にも記載をお願いいたします。	作業内容、成果物に関する要件を明 確化するため。	認識に相違ございません。
10	確認・質問	調達仕様書案	18	5 作業の実 施体制・方 法 (1) 全体体 制	図 3 本業務の推進体制及び本業務受 注者に求める作業実施体制	図3に示されている体制のうち、本業 務の受注者はどこに該当するかご教 示ください。	体制・役割を明確化するため。	図3において、『構築事業者』～ 『工程管理支援事業者』の並びに本 業務受注者を追加します。
11	要望	調達仕様書案	P9	3	受注者は、本業務の実施に当たって 必要なコミュニケーション手段とし て、Microsoft Teams・Slack・ Jira・OKBIZ・Notion等の利用に必要 な手続きを行うとともに、受注者側 の利用に係るライセンス費用等は受 注者の負担とすること。なお、コ ミュニケーション手段は当庁と協議 の上、決定するものとする。	必要なコミュニケーションツ ールは、記載いただいている中から貴庁 と受託業者が別途費用負担なしで利 用できるツールを選定する理解でよ いか。	見積に影響するため。	認識に相違ございません。
12	意見	調達仕様書案	P17	4(4)イ	各資格管理団体がそれぞれの情報提 供サーバーにアクセスし、符号取得 依頼ファイル・本人確認情報照会要 求ファイルのリモート送信を可能と するよう、各情報提供サーバーにJ- LISが提供するアプリケーション（リ モート送信機能）のインストールを 行うこと。	(修正案) 各資格管理団体がそれぞれの情報提 供サーバーにアクセスし、符号取得 依頼ファイル・本人確認情報照会要 求ファイルのリモート送信を可能と するよう、各情報提供サーバーにJ- LISが提供するアプリケーション（リ モート送信機能を含む）のインス トールを行うこと。	作業スコープ・見積に影響するた め。	ご意見を踏まえて、調達仕様書の内 容を修正いたします。
13	要望	調達仕様書案	P17	4(7)	要件定義書（非機能要件）第16章に 記載のシステム稼働管理業務・シス テム維持作業を参照の上、監視、障 害対応、システム維持作業を実施す ること。なお、詳細は当庁、運用保 守事業者及び機能改善事業者と連携 を図り、確定すること。	本調達は、本システムの一部（情報 提供サーバー）に係る基盤更改であ り、本システム全体の監視方法など は変更しない前提であり、引き続 き、現行同様の方法で運用保守事業 者と連携して対応していくものと理 解しております。そのため、運用保 守事業者側の調達にも現行同様の方 法で、本調達の受託業者と連携して 監視業務等を遂行する必要がある旨 を明記いただきたい。	作業スコープ・見積に影響するた め。	本システムに係る運用保守業務の調達仕 様書(P18(4)ウ)に「国家資格等情報連 携・活用システムの情報提供サーバーに 係る基盤更改業務を行うにあたり、国家資 格等情報連携・活用システムの情報提供 サーバーに係る基盤更改業務の受注者か ら本システムの運用方式・システム仕様 に関する情報提供依頼を受領した際はこれ に応じること。」と明記してございます。

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
14	意見	調達仕様書案	P17	4(6)	本システムとの実装・試験・切り替え等にあたり、受注者は基盤環境と本システム及び外部環境との連携に係る調整を実施する。なお、必要に応じて情報連携をするために必要なソフトウェアを、当庁、運用保守事業者及び機能改善事業者と協議の上、導入・環境構築をすること。	本調達における運用保守事業者・機能改善事業者側の対応（本調達に係る各種調整、情報提供・支援、設定変更、試験対応、切り替えなど）に係る作業及びそれに係る費用は、本調達に含まれない認識でよいか。本調達に含まれる場合はその旨を明記いただきたい。	作業スコープ・見積に影響するため。	認識に相違ございません。
15	意見	調達仕様書案	P19	5(2)イ	受注者は、本業務に係る要員の役割分担、責任分担、体制図等を「設計・構築実施計画書」の一部として策定し、当庁に報告するとともに承認を得ること。	要員の国籍の記載も必要であれば明記いただきたい。	要件を明確にしたいため。	ご意見を検討しましたが、現行通りの記載とさせていただきます。
16	要望		P20	5(3)カ	運用設計を行う担当者には次に掲げるいずれかの試験の合格者又は資格を有する、又はそれに相当する能力を有することが経歴等において明らかかな者を含むこと。 (ア) ITサービスマネージャ試験 (イ) ITILv2 のプラクティシヨナ以上 (ウ) ITILv3 のインターミディエイト以上 (エ) ITIL2011 のインターミディエイト以上	本調達において運用設計に係る稼働の割合は低く、緩和要件は記載いただいているが、貴庁より承認をいただける条件が明確になっていないため、適切な要員を配置することを前提に、本要件は削除していただきたい。	本調達に最適な体制を検討したいため。	ご意見を検討しましたが、現行通りの記載とさせていただきます。